

意の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下この号において同じ。)に対しても課する固定資産税について不均一課税することとしている場合又は教養文化施設等設置者について、当該設置した教養文化施設等の用に供する家屋若しくは構築物(当該教養文化施設等の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものと除く。)又はこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税について不均一課税をすることとしている場合

(法第三十六条に規定する総務省令で定める場合)

第五条 法第三十六条に規定する総務省令で定める場合は、法第三十三条第三項の認定(平成十四年三月三十一日までに行われたものに限る。)の日から起算して五年(当該期間内に法第六条第四項の拠点地区に該当しないこととなつた地区については、当該認定の日からその該当しないこととなる日までの期間)内に第二条に規定する産業業務施設を設置した者について、当該設置した産業業務施設の用に供する家屋(当該産業業務施設の用に供する部分に限る。)又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税について不均一課税をすることとしている場合とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成六年三月三〇日自治省令第

1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。
3 第三条の規定による改正後の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十二条及び第三十六条の地方公共団体等を定める省令第三条の規定は、この省令の施行の日以後に設置される教養文化施設等について適用し、同日前に設置された教養文化施設等については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年三月三〇日自治省令第一〇号)

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三〇日自治省令第一一号) 抄

1 (施行期日)
この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二九日自治省令第一六号) 抄

1 (施行期日)
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年九月一四日自治省令第四四号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日総務省令第一二六号)

この省令は、公布の日から施行する。